

第1 奈良県がん対策推進計画について

1 計画策定の趣旨

がんは、国における死因の第1位であり、平成27（2015）年には年間約37万人が死亡しています。県においても、昭和54年より死因の第1位であり、同じく年間では全死因の3割を占める約4千人ががんにより死亡しています。

また、生涯のうちに約2人に1人ががんに罹患すると推計されており、依然として、がんは県民の生命と健康にとって重大な問題となっています。

これまで、県においては、平成21年10月に「奈良県がん対策推進条例」が施行され、同年11月には「奈良県がん対策推進計画」を、平成23年3月には「奈良県がん対策推進アクションプラン」を策定しました。

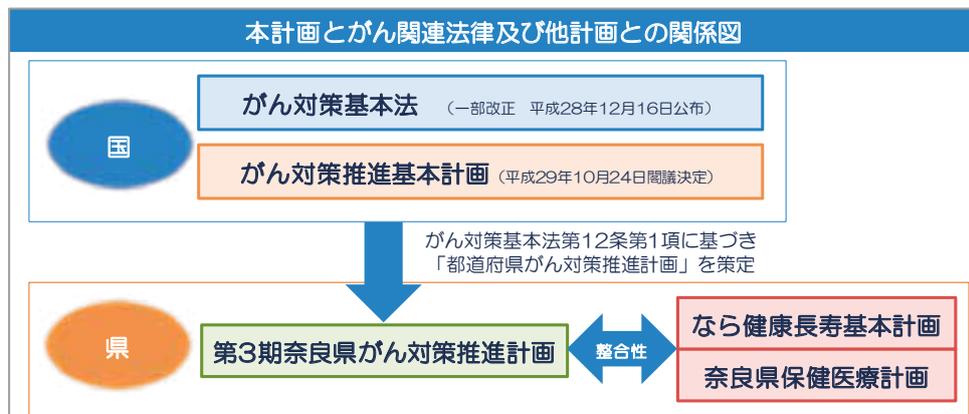
さらに、平成25年3月には「第2期奈良県がん対策推進計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、「がんにならない、がんで若い人が亡くならない」「全てのがん患者とその家族の苦痛が軽減され、安心、納得のいく療養生活を送ることができる」「がんと向き合い、希望を持って暮らせる地域社会をつくる」の3つの全体目標を掲げ、がん医療をはじめとする各分野の取組を進めてきました。

国においては、第2期の「がん対策推進基本計画」を見直し、平成29年10月に、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」を3つの柱とした、第3期となる「がん対策推進基本計画（平成29（2017）年度～平成34（2022）年度）」を策定しました。

県では、国の計画の考え方にに基づきつつ、県のがんの現状と第2期計画期間中に生じた課題、そして必要な取組を明らかにし、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第3期奈良県がん対策推進計画（以下「第3期計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

また本計画は、がん対策基本法第12条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」にあたります。また、本計画は、健康寿命日本一の達成をめざす「なら健康長寿基本計画（健康増進計画）」の関連計画であり、「奈良県保健医療計画」等の計画と整合をとりながら推進します。



3 計画期間

計画期間は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じ計画を見直します。